

一 関 文 化 セ ン タ ー 利 用 料 金 (ホール等)

(単位：円)

利用区分			利用時間		午前	午後	夜間	昼間	午後夜間	全日
			(9時から 正午まで)	(1時から 5時まで)	(午後6時 から午後 10時まで)	(午前9時 から午後 5時まで)	(午後1時 から午後 10時まで)	(午前9時 から午後 10時まで)		
大ホール	A	入場料金 無料	平日		12,500	17,800	23,000	30,300	40,800	47,100
			土日祝		14,600	22,000	28,200	36,600	50,200	57,600
	B	入場料金 1,000円以下	平日		18,800	26,100	34,500	45,500	61,200	70,700
			土日祝		22,000	33,000	42,400	55,000	75,400	86,400
	C	入場料金 1,001円以上 3,000円未満	平日		22,600	32,000	41,400	54,600	73,500	84,800
			土日祝		26,400	39,600	50,900	66,000	90,500	103,700
	D	入場料金 3,000円以上	平日		25,100	35,600	46,000	60,700	81,700	94,200
			土日祝		29,300	44,000	56,500	73,300	100,500	115,200
中ホール	A	入場料金無料	平日		5,000	7,100	9,200	12,100	16,300	18,800
			土日祝		5,800	8,800	11,300	14,600	20,100	23,000
	B	入場料金 1,000円以下	平日		7,500	10,600	13,800	18,200	24,500	28,200
			土日祝		8,800	13,200	16,900	22,000	30,100	34,500
	C	入場料金 1,001円以上 3,000円未満	平日		9,000	12,500	16,500	21,700	29,300	33,900
			土日祝		10,500	15,800	20,300	26,400	36,100	41,400
	D	入場料金 3,000円以上	平日		10,000	14,200	18,400	24,300	32,600	37,700
			土日祝		11,700	17,600	22,600	29,300	40,200	46,000
展示室	A	入場料金を徴収しない 場合又は 入場料金 500円以下			3,100	4,100	5,200	7,300	9,400	10,400
					4,700	6,200	7,800	11,000	14,100	15,700
	C	入場料金1,000円以上			5,600	7,500	9,400	13,200	16,900	18,800
					6,200	8,300	10,400	14,600	18,800	20,900
小ホール	営利目的以外のもの				1,800	2,500	3,100	4,400	5,600	6,200
	営利を目的としたもの				3,700	5,000	6,200	8,800	11,300	12,500
大ホール楽屋 1					500	600	700	1,100	1,300	1,600
" 2					300	400	500	700	900	1,100
" 3					300	400	500	700	900	1,100
" 4					500	600	700	1,100	1,300	1,600
" 5					500	600	700	1,100	1,300	1,600
リハーサル室	営利目的以外のもの				400	500	600	900	1,100	1,300
	営利を目的としたもの				800	1,000	1,200	1,800	2,300	2,700
中ホール楽屋 1					300	400	500	700	900	1,100
" 2					400	500	600	900	1,100	1,300
" 3					400	500	600	900	1,100	1,300
" 4					500	600	700	1,100	1,300	1,600
楽屋事務室					300	400	500	700	900	1,100
主催者控室 1					400	500	600	900	1,100	1,300
" 2					300	400	500	700	900	1,100
その他の場所(広場を含む)					規則で定める利用料金					

備考

- 1 「入場料金を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料金を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 大ホール、中ホール及び展示室において、入場料金を徴収する場合、その入場料金が2種以上に定められているときは、その最高の額を基準として算定する。
- 3 入場料金を徴収しないが商品の宣伝、展示即売等営利を目的として大ホール及び中ホールを利用する場合の利用料金は、A欄の利用料金の額の2倍に相当する額とする。
- 4 大ホール及び中ホールの舞台を専ら練習又は準備のため利用する場合(公演日を除く。)の利用料金は、A欄の5割に相当する額とする。
- 5 楽屋の利用は、大ホール及び中ホールを利用する場合に限る。
- 6 利用時間を超過し、又は繰り上げて利用する場合の利用料金は、その超える時間1時間につき、次のとおり算出した額を別に徴収する。
 - (1) 午前9時前の場合は、午前9時から正午までの利用料金の1時間当たりの額に100分の125を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数があり、その端数が30分以下の場合は算出した額の2分の1の額とし、30分を超える場合は1時間とみなして算出した額とする。
 - (2) 正午から午後1時までの場合は、午後1時から午後5時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
 - (3) 午後5時から午後6時までの場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
 - (4) 午後10時以降の場合は、午後6時から午後10時までの利用料金の1時間当たりの額に100分の150を乗じて得た額(100円未満の端数は切り上げる。)とする。この場合において、その超える時間に1時間未満の端数がある場合は1時間とみなして算出した額とする。
- 7 冷暖房を利用する場合及び電気器具等を持込使用するときは、それぞれ実費を基準として、規則で定める利用料金を別に徴収する。